

新潟大学究極のピンチ 総額百億円の医療装置導入に関わる不正契約の真相

その1

職員組合は、最近この民事訴訟に関わって独自調査を行いました。その結果、大学執行部による無責任な大学運営が、この事件を生み出した重要な要因となっていたことが明確になりました。この真相を2回に分けてお知らせします。

1676、監査の経緯から

■長谷川学長時に高度放射線医療センター構想

大学は長谷川学長の時代に、旭町地区部局長連絡会議での「高度放射線医療センター（仮称）構想」（以下「構想」）の調査・検討を平成十九年十二月の大学運営会議で公式に取り上げ、大学として「構想」の検討に入ることにしました。この時点で「構想」にかかわっていた大学執行部は、①大学や病院が経営上の赤字のリスクを負わないスキーム。②当然ながら放射線部門の同意。などを前提条件とし、上記「センター」の建設主体、運営方法とその主体、検討組織の明確化等の課題を明らかにし、「検討」の継続については、数ヶ月後に就任する次期学長に判断をゆだねることとしました。

■下條学長の曖昧な大学運営で「構想」は水面下へ

平成二十年二月に就任した下條学長は、同年四月の大学運営会議で「構想」に関する島山理事の説明を受けて「大学における検討開始を承認する、しないにかかわらず、病院で検討分析進め、状況調査等を行い、適宜本会議に報告する」ことを要請しました。ここでも大学として正式に検討するかどうかを棚上げにするといった、下條執行部につきまとう「あいまいな大学運営」の実態が浮かび上がってきます。その後、長谷川学長が求めた「検討組織」について対応しないまま、しかもその後の大学運営会議への報告の形跡もないまま、「構想」の水面下での検討が進められていきます。この検討状況は、学長・理事らに非公式の会合等で報告されていた可能性が大きいと思われまます。

■安藤建設の登場と副学長の関与の深化

水面下での検討は、同年秋季に転換点を迎えます。関係業者が安藤建設に変更。大学側の担当者も、事務方から元副学長に重心が移動しました。そして、平成二十二年五月十三日に安藤建設が米国企業と独占交渉契約（有効期間は一年、つまり平成二十二年五月十三日まで）を結び、米国企業サイドと学長、元副学長との接触が頻繁になり、次第に関係が深くなっていきました。しかし、この経緯は正式の会議に報告、検討されることはなく、ここでもまた非公式のやりとりをとおして役員らの耳に入るに過ぎませんでした。さらには、国際的な取引交渉に不可欠な弁護士による法的チェック体制も整えられていませんでした。安藤建設が経験のある社員を組織してことに当たらせ、さらに国際商取引に精通した顧問弁護士らによる法的チェックをかけ続けていたのと、実に対照的です。

■リスク回避からの逸脱

そうこうするうちに、大学側の二つの前提条件のうち、財政的な条件（大学がリスクを負わない）からの逸脱が始まりました。つまり、大学が資金の一部を工面するスキームの検討も行われるようになり、放線部門の了解については、いろいろ経緯があったものの結局、この条件が満たされないことは、はっきりしました。当該部門では、平成二十二年春に「種類を問わず大型放射線医療装置は不要」との意思を表明していたのです。本来であれば、この段階でゲームオーバーとなり、「構想」が装置購入の契約にまでいたることはあり得ませんでした。しかし、下條執行部の検討体制の致命的な欠陥が露呈することになったのです。

現学長・理事らの無責任路線の結果

「不正契約問題」を解決できる新学長の選出を

ついに発覚!! 訴訟の山

新大不正契約
学長の特命受け推
 新大全面的に争
 新潟大教授の告訴状
 医療装置、100億円規模か
 請求棄却求
 不評
 永山教授 準備書面下
 訴

現在、新潟大学は「医療装置導入に関わる不正契約問題」に関わって東京地裁に提訴された民事訴訟の被告となっています。原告の安藤建設（現安藤ハザマ）は、「新潟大学は、がん治療・研究施設の開設を計画。米国企業からがん陽子線治療装置を導入することとなり、施行実績がある安藤建設が計画に参加。①同社がいったん装置を購入し、権利を大学側に譲渡。②同社の負担代金を大学が補償」との合意が平成二二年五月に大学側と交わされた。この合意に基づき米国企業に頭金十八億を支払った」（読売、平成二三年八月二四日）と主張し、大学を相手に「立て替え分」十八億の請求訴訟を起しました。

一方、大学側は「ある男性教授（後に元副学長と判明）が学長の公印・私印を無断で使用し、業者と不正に購入契約を結んだ」（読売、平成二三年七月十六日）と発表し、この教授を有印公文書偽造、同行使罪で東京地裁に刑事告訴し（しかし今年三月、元副学長は「嫌疑不十分で不起訴」、「契約は無効」と主張しています）。

この「計画」は、「大型装置、施設整備を含めると百億規模」（朝日、平成二三年五月七日）で、装置自体は八十億超と推定されています。従って、万一、この「契約」が有効との判決が出れば、大学は安藤建設の立て替え分十八億にとどまらず、米国業者からの残り六十億を超える支払請求にも対応せざるをえないこととなります。

学内では平成二三年四月、事件の存在が公表されました。大学構成員にはもちろんのこと、部長クラスにすら、このように巨額な医療装置の導入問題があり、まして「契約」が取りざたされる段階にあったことなど全く知らされていませんでした。その後、事件の経緯や発生原因の詳細について、ほとんど明らかにされていません。

ずさんな大学運営の結末

何故事件が起こったのか。その最大の原因は、下條執行部の下で、驚くべきことに、前述の「構想」の検討は正規の委員会で行われず、議事概要すら残さない半ば非公式な面談や学長昼食会、各レベルの打合せなどで行ってきたことです。平成二十年四月、大学運営会議で「構想」の検討継続を決定した後、適当な次期に正式に検討委員会を設置し、法務上の問題に対応できる体制を作っておき、その検討状況を全学連絡調整会議等で報告していれば、今回の事件は未然に防げたと考えられます。

事件発覚後、学長・理事らは、もっぱら「被害者」としてのみ振る舞い、前述のような、ずさんな大学運営の実態が明らかにすることを恐れてか、「捜査に支障があるとして」事件の経緯や発生原因についての説明責任を果たさず、徹底した情報管理を行ってきました。前回の学長選挙で「事件解決に全力をあげる」と表明した下條学長が再選、多くの理事が再任となりました。執行部の情報管理は、下條学長再選のためにも必要なことであつたと考えられます。

また、下條学長再選により、ずさんな大学運営の実態が今日に至るまで隠し続けられることにもなつたのです。さらに言えば、下條学長再選により、国立大学を組織として国から自律させながら、しかし、自律するのに必要な人的財政的資源を提供しようとするしない文科省の国立大学法人政策の欠陥も覆い隠されることにもなつたのです。仮に、十分な人的財政的資源が提供されていれば、オオカミの群れの中に羊が飛び込むようなことをしなくても済んだはずですが。

新潟大学問題特集 No. 3 (2013年8月2日)
 新潟大学職員組合発行
 新潟市中央区五十嵐2の町 8050
 新潟大学厚生センター1F